

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	山崎 誠
論文題目	中国広東方言の歴史的考察—母音の音韻変化を中心に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は広東語の母音体系における通時的変化、特に二重母音化を扱った実証的研究に基づく論文である。</p> <p>本論文は第1章において、中国における広東語の音韻変化の研究を紹介し、それらが主に二重母音化に関わるものであることを指摘している。</p> <p>第2章では広東語の概要が紹介され、広東語が方言として記された最古の文献である漢代の「揚雄」による十五卷、9千字余りに及ぶ『方言』における「南楚之外」、「桂林之中」などの南越国を表す語、また語彙に関しては睇[tʰɛi]という標準語の「看」に対応する現在でも使用される唯一の語彙が指摘されている。さらに、近代においては16世紀からの明朝によるポルトガルへのマカオの永久居留権の授与によるマカオを拠点とする西洋文化の伝播に基づく広東語の漢訳聖書や辞書、単語集の成立、また、1842年の南京条約によるイギリスの香港領有以来マカオに代わりイギリス領香港がアジア貿易の覇権を握ることに伴いイギリス人 R.Morrison や S.W.Williams などによる広東語訳聖書、字典、語彙集が当時の広東語を知るための貴重な資料となっていることが述べられている。また、現代では広東語は「広府話」、通称「粵語」と呼ばれ、現地では「白語」、外国人からは「広東語」と呼ばれ、「広東省人民政府」の北京事務所によれば1. 広府語、2. 高廉方言、3. 羅広方言、4. 四邑方言の4方言に、『広東粵方言概要』では1. 粵海方言、2. 香山方言、3. 莞宝方言(これら3方言は前者の1. 広府話に対応)、4. 高雷方言(前者の高廉方言に対応)、5. 四邑方言の5方言に分類されることが述べられ、それぞれの方言の使用地域と使用人口が紹介されている。</p> <p>第3章では、広東語と標準語の母音体系が比較され、単母音に関しては、前者は長短母音の区別を伴う計11母音、後者は短母音のみの5母音体系であることが指摘されている。また、本論文が主に扱う二重母音に関しては、標準語が[ai]⇔[ia]、[ao]⇔[ua]、[ou]⇔[uo]のように二つの音素が交替してペアをなし対応するが、広東語では[a:i]や[a:u]のように二重母音の副音が[i]、[u]に集約されていることがその特徴であることが指摘されている。</p> <p>第4章では19世紀の広東語研究が扱われているが、本論文はその中でも特にイギリス領香港やポルトガル領マカオで布教活動や商業活動を行った西洋人が残した聖書の翻訳、辞書、会話集などの文献を中心に、「アルファベットによる母音表記と現代広東語との音韻の相違」の比較に基づき広東語の母音体系の通時的変化を探る試みがなされている。特に、マカオで活動したイギリス人 R.Morrison による19世紀初頭の辞書に見られる「マカオ方言は広州方言と違いがある」や、S.W.Williams による19世の中頃の著作に現れる「兄、京、明、檸、兵」の hang, kang, mang, neng, pang による表記から、当時のマカオの方言は「香山方言(中山方言)」の可能性があると指摘されている。</p>			

また、本論文の主眼である二重母音化については、R.Morrison は「稀、地、非」を He、Te、Fe（現代広東語では[hei]、[tei]、[fei]）と、S.W.Williams は「騎、俾、非、己」を kí, ké, pí, pé, fí, fé, kí, ké（現代広東語では ([k^hei]、[pei]、[fei]、[kei]）と表記し、それらが現代広東語の調音と一致しないことが指摘されている。

第5章ではマカオの街道名に基づく二重母音化の考察が試みられている。1869年マカオ総督 Ferreira Amaral の命によりマカオの529本すべての街道に名称がつけられ、ポルトガル語と広東語の二言語表記による街道名は今でも残されているが、本章では街道名の漢訳に基づく当時の広東語の母音体系の再建が行われている。街道名は a.ポルトガル語を意訳したもの、b.ポルトガル語を音訳したもの、c.広東語にポルトガル語音を当てたもの、などのパターンに分類され、大部分は b.のポルトガル語の音訳に依っている。そこで、二重母音化の問題に関しては、ポルトガル語の音にどのような漢字が当てられているかにより当時の漢字音が推定可能であり、ポルトガル語の Miguel に味機、美基が、Marques に馬記士の漢字が当てられていることなどから19世紀のマカオでは現在二重母音で調音されている漢字が単母音で調音されていた証拠であるとしている。

第6章では中国語音韻論における音韻の分析が扱われている。音節、声母と韻母、韻頭と韻、韻腹と韻尾という伝統的な4層構造の声母と韻腹を仲介する韻頭は介音とも呼ばれ、4種類（四呼）に分類されるが、ここでは次章の広東語[y:]の歴史的考察との関連において、標準語の[y]と広東語の[y:]が四呼に関して歴史的に異なることが指摘されている。

第7章では日本語および朝鮮語における漢字音の紹介の後、広東語の韻書に基づく[y:]の考察がなされている。特に『江湖尺牘分韻撮要合集』と『新編寫信必讀分韻撮要合璧』における広東語の[y:]の分類について調べた結果、標準語の[y]と[ui]にそれぞれ広東語の[øy]および[y:]と[øy]が対応し、さらに単母音と二重母音が混在する前者[øy]および[y:]の時代を遡り中古音の韻書『韻鏡』と『廣韻』に照らし合わせた結果、内転第十一開および十二開合遇攝では魚韻*io と*iu、虞韻*ru と*iu が明代に*y に合流し、両唇音を除く軟口蓋音や歯音など他の調音点による子音に後続する場合、広東語において[øy]と二重母音化し、内転第七合止攝では脂韻において*iuei > *iuəi > *uəi > 明代*uai > 標準語[ui]、広東語[øy]の変化が生じた可能性があることが指摘されている。

第8章では、広東語における[y]から[øy]に至る二重母音化の理由について現代言語学の観点から考察が加えられ、広東語では「母音」を変化させることで音韻体系を保ってきたが、標準語では「子音」を変化させることで音韻体系を保ってきたという結論が導き出されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、広東語の母音体系における通時的変化、特に二重母音化を扱った実証的研究に基づく論文である。

本論文の学問的貢献としてまず挙げられるのは、イギリス人R.MorrisonやS.W.Williamsによる広東語訳聖書、字典、語彙集の記述の詳細な分析、特にS.W.Williamsが記した「兄、京、明、檸、兵」のhang, kang, mang, neng, pangというローマ字表記と現在広東語が使用される広州地方、東莞地方、中山地方、珠海地方の同じ漢字音の比較から、19世紀初頭から中頃にかけてのマカオ方言が広州の広東語とは異なること、さらに、S.W.Williamsの記述がマカオ北部の中山地方および珠海地方の方言における[hɛŋ]、[kɛŋ]、[mɛŋ]、[nɛŋ]、[pɛŋ]に最も近いことを実証的に明らかにしたことである。

本論文が主に問題としている、単母音の二重母音化については、現代広東語で二重母音として調音される文字について、R.Morrisonでは「稀、地、非」がHe、Te、Fe(現代広東語では[hei]、[tei]、[fei])と表記され、S.W.Williamsでは「騎、俾、非、己」がkí, ké, pí, pé, fí, fé, kí, ké(現代広東語では([k^hei]、[pei]、[fei]、[kei])と表記されており、両者とも現代広東語の調音と一致しないことを指摘した。また、この事実を基にマカオの街道名においてポルトガル語の音にどのような漢字が当てられているかを調べ、その結果Miguelに味機、美基が、Marquesに馬記士の漢字が当てられていることなどから19世紀のマカオでは現在二重母音で調音されている漢字が単母音で調音されていたことを突き止め、R.MorrisonとS.W.Williamsの記述の正しさを証明したことも本論文の大きな学問的貢献である。

本論文はさらに、広東語の二重母音化の過程とその条件について、広東語の韻書である『江湖尺牘分韻撮要合集』と『新編寫信必讀分韻撮要合璧』によって、標準語の[y]と[ui]にそれぞれ広東語の[øy]および[y:]と[øy]が対応することを示し、さらに単母音と二重母音が混在する前者[øy]および[y:]の時代を遡り、中古音に関する韻書『韻鏡』と『廣韻』に照らし合わせることにより、内転第十一開および十二開合遇攝では、魚韻*ioまたは*iu>明代*y、虞韻*iuまたは*iu>明代*y、という具合に魚韻と虞韻が合流し、両唇音を除く軟口蓋音や歯音など他の調音点による子音に後続する場合、広東語において[øy]と二重母音化し、内転第七合止攝では脂韻において*iuei > *iuɔi > *uɔi > 明代*uai > 標準語[ui]、広東語[øy]の変化が生じた可能性があることを図式化して示し、二重母音化の音韻的条件を特定した。また、二重母音化の理由について、広東語では「母音」を変化させることで音韻体系を保ってきたが、標準語では「子音」を変化させることで音韻体系を保ってきたという仮説を提示した。これらの点において本論文の独創性を評価することが可能である。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年1月10日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った

結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当面の間当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降